

糸満市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、本市における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため糸満市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）市における公共交通のあり方に関する事項
- （2）活性化法第6条に規定する地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な事項
- （3）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （4）本市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （5）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- （1）糸満市職員
- （2）学識経験者
- （3）一般乗合旅客自動車運送事業者
- （4）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- （5）一般社団法人沖縄県バス協会を代表する者
- （6）住民又は利用者を代表する者
- （7）沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- （8）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- （9）道路管理者、沖縄県警察その他の交通会議が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（交通会議の運営）

第5条 交通会議に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は書面により代理者にその権限を委任することができる。
- 5 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 交通会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員の3分の2以上の同意により決する。
- 7 特別な事情により議決に加わることをできない委員は、あらかじめ通知された協議事項について書面により表決することができる。ただし、第4項の規定により代理者に権限の委任がある場合は、この限りでない。
- 8 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるときは、書面表決によって会議の議決を行うことができる。
- 9 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、この限りでない。
- 10 交通会議の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課において処理する。

(傍聴)

第6条 傍聴席で交通会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

- 2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 3 傍聴人は、議場に入ることができない。
- 4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙しないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 傍聴人が前項各号に違反するときは、会長はその行為を制止し、その命令に従わないときは、傍聴席から退場させることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報償費)

第8条 委員が交通会議に出席した場合は報償費を支給する。

- 2 前項に規定する報償費は、出席に応じてその都度支給する。
- 3 委員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者又はこれに準ずる者に対しては、報償費を支給しない。
- 4 委員の報償費の支給額は、本市が定める講師等謝礼金支払基準表の規定に準ずる。

(幹事会)

第9条 交通会議は、協議内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月5日から施行する。

様式(第6条関係)

糸満市地域公共交通会議 傍聴人受付簿

番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

令和元年度 糸満市地域公共交通会議委員名簿

	氏名 シメイ	区分	所属	役職
1	オオシロ イクヒロ 大城 郁寛	学識経験者	琉球大学国際地域創造学部	教授
2	シマダ カツヤ 島田 勝也	学識経験者	沖縄大学地域研究所	特別研究員
3	コバシガワ トモタカ 小橋川 共隆	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	株式会社琉球バス交通	統計課課長
4	オオシロ ユキカズ 大城 幸和	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	那覇バス株式会社	業務部部长
5	ナカヤマ ヨシオ 名嘉山 敬雄	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	沖縄バス株式会社	運輸部 業務課長
6	オオシロ ミツル 大城 盈	一般乗用旅客自動車運送事業者及びその団体	ラッキー交通合名会社	専務
7	ケイダ ヨシハル 慶田 佳春	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体	一般社団法人沖縄県バス協会	専務理事
8	ナカザキ タカシ 仲里 隆	一般貸切旅客自動車運送事業者及びその団体	有限会社美ら島	代表取締役
9	ゲンカ コウジ 源河 浩次	一般貸切旅客自動車運送事業者及びその団体	結株式会社	代表取締役社長
10	キャン セトル 喜屋武 悟	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄沖縄県労働組合連合会	執行委員長
11	ヤカビ ヤスヒト 屋嘉比 康人	地域代表者	真栄里自治会	会長
12	タマキ ヨシハル 玉城 善治	地域代表者	真壁自治会	会長
13	トクモト コウシン 徳元 孝進	地域代表者	糸満市老人クラブ連合会代表	糸満市社会福祉協議会会長
14	ヤフフ タミエ 屋富祖 民江	地域代表者	糸満市女性連合会	代表
15	スギモト リョウ 杉本 龍	地域代表者	糸満市PTA連合会	会長
16	クボタ トオル 久保田 徹	観光関係者	糸満市観光協会	会長
17	マツウラ カイソウ 松浦 快奏	産業界関係者	糸満工業団地協同組合	理事長
18	タマキ シュンイチ 玉城 春一	産業界関係者	糸満市商工会	会長
19	ミヤケ リョウ 三宅 亮	運輸支局	沖縄総合事務局	運輸部 企画室長
20	コタニ カズフミ 小谷 和史	運輸支局	沖縄総合事務局	運輸部 陸上交通課長
21	カワサキ サトシ 川崎 聡	道路管理者	沖縄総合事務局	南部国道事務所副所長
22	アラモト ヨウイチロウ 新本 陽一郎	都道府県警察	沖縄県 糸満警察署	交通課長
23	ミヤギ ユタカ 宮城 優	地方公共団体	沖縄県 企画部	交通政策課長
24	キンジョウヤスシ 金城 靖	地方公共団体	糸満市	副市長
25	トクザト ヒトシ 徳里 仁	地方公共団体・道路管理者	糸満市	建設部長
26	フクモト ノブミ 福元 信美	地方公共団体	糸満市	市民健康部長
27	トクモト ヒロアキ 徳元 弘明	地方公共団体	糸満市	企画開発部長
28	オオシロ ヒロム 大城 拓	地方公共団体	糸満市	経済観光部長
29	ヤマシロ ヤスコ 山城 安子	地方公共団体	糸満市	福祉部長
30	アハゴン ヨウシン 阿波根 庸伸	地方公共団体	糸満市	教育委員会総務部長